

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案概要

1. 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、個人番号カードの申請・交付方法の多様化により必要となる個人番号カードの交付に係る事務に関する規定の整備等を行う。

(1) 経由市町村長を経由して個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置（第5条の2）

改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）（以下「令」という。）第13条第1項後段は、交付申請者が住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして主務省令で定める事情があるときは、当該市町村長（以下「経由市町村長」という。）を経由して交付申請書を提出することができる旨を規定しているが、その場合の本人確認の措置について規定するもの。

(2) 経由市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合（第12条の2）

令第13条第1項後段の経由市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして主務省令で定める事情を、

- ① 法人の事業所等で複数の交付申請書を取りまとめることができること。
 - ② 交付申請者が東日本大震災の被災者であること。
 - ③ 交付申請者がDV被害者であること。
 - ④ 交付申請者がストーカー行為等の被害者であること。
 - ⑤ 交付申請者が児童虐待の被害者であること。
 - ⑥ ②から⑤までに掲げる事情に準ずると認められる事情があること。
- として規定するもの。

(3) その他所要の改正

住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置に都道府県知事保存本人確認情報を確認する措置の規定の追加（第3条第1項第2号）や、指定都市読替えの規定の新設（第22条）等、その他所要の改正を行う。

2. 施行期日

公布日

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等）</p> <p>第一条（略）</p>	<p>（通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）<u>第十六条の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。</u></p> <p>一 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、<u>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</u></p> <p>三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類のうち二以上の書類</p> <p>イ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手</p>

当証書又は特別児童扶養手当証書

ロ イに掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）

2 法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が通知カードの返納とともに提示を受けるべき書類として提示を受ける場合における法第十六条の主務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 次に掲げるいずれかの措置その他当該市町村長が適当と認める措置をとる場合には、前項第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち当該市町村長が適当と認めるもの

イ 当該書類に係る暗証番号の入力を求めること。

ロ 当該書類に組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に記載された写真を確認すること。

ハ 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る

住民票の記載事項その他の当該市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

二 前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、前項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認める二以上の書類

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

イ 前項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、当該市町村長が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）

四 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、第十三条の回答書及び次に掲げるいずれかの書類
イ 前号イに掲げる書類

ロ イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、当該市町村長が適当と認める二以上の書類（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）

3 個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県

知事又は市町村長（法令の規定により法別表第一の十六の項、十七の項、二十三の項、三十八の項又は八十九の項の下欄に掲げる事務（以下「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「財務

3 個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県

知事又は市町村長（法令の規定により法別表第一の第十六の項、第十七の項、第二十三の項、第三十八の項又は八十九の項の下欄に掲げる事務（以下「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。

大臣等」という。)は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合であつて、第一項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められるときは、次に掲げるいずれかの措置をとるにより当該提供を行う者が通知カードに記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、同項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

一〜五 (略)

以下「財務大臣等」という。)は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合であつて、第一項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められるときは、次に掲げるいずれかの措置をとるにより当該提供を行う者が通知カードに記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、同項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

一 第一項第三号イに掲げるいずれかの書類の提示を受けること。

二 当該提供に係る租税に関する法律の規定に基づき提出される書類(次号及び第五号において「申告書等」という。)に添付された書類であつて、当該提供を行う者に対し一に限り発行され、若しくは発給されたもの又は官公署から発行され、若しくは発給されたものに記載されている当該提供を行う者の個人識別事項を確認すること。

三 当該提供に係る申告書等又は当該申告書等と同時に財務大臣等に提出される国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十条の二第一項の規定による口座振替納付の依頼に係る書面若しくは地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十五条の規定による口座振替納付の請求に係る書面に記載されている預金口座又は貯金口座に係る名義人の氏名並びに金融機関及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号を確認すること。

四 租税に関する法律の規定に基づく調査において確認した当該提供を行う者に係る事項その他の当該提供を行う者しか知り得ない事項を確認すること。

五 前各号に掲げる措置をとることが困難であると認められる場合であつて、当該提供に係る申告書等に還付を受けるべき金額の記

(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第三条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 (略)

二 個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報

(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。第九条第五項

第二号において同じ。)を確認すること(同法第三十条の十五第

一項の規定により都道府県知事が個人番号を利用する場合又は同

条第二項の規定により都道府県知事以外の当該都道府県の執行機

関が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

載がないときは、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下この号において「事項等」という。)であつて財務大臣等が適当と認める事項等を確認すること。

(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第三条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報(同項に規定する機構保存本人確認情報という。第九条第五項第一号において同じ。)の提供を受けること(個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

(新設)

三| 住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

四| 提供を受ける個人番号及び当該個人番号に係る個人識別事項について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報若しくは住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別事項を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合（以下「本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合」という。）には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。

五| （略）

2
5
（略）

二| 住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。第九条第五項第二号及び第十三条において同じ。）の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三| 提供を受ける個人番号及び当該個人番号に係る個人識別事項について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別事項を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合（以下「本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合」という。）には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。

四| 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

2
個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならぬ。

一 第一条第一項第三号イに掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

3 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、第一条第三項各号に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

4 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であつて、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

5 個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受ける場合であつて、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、法第十六条の主務省令で定める書類又は令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第四条 (略)

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。

イ 前条第一項第一号から第四号までに掲げるいずれかの措置
ロ 二 (略)

(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第四条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 機構により電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十条第二号において同じ。)が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であつて総務大臣が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。)第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者(次号ハにおいて「署名検証者等」という。))が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

二 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。

イ 前条第一項第一号から第三号までに掲げるいずれかの措置
ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者

(經由市町村長を經由して個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置)

第五条の二 令第十三条第一項後段の規定により交付申請者が当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(以下「住所地市町村長」という。)
以外の市町村長(以下この条において「經由市町村長」という。)
を經由して交付申請書(令第十三条第一項前段に規定する交付申請書をいう。第十二条の二第一号において同じ。)
を提出した場合において、令第十三条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長は、次に掲げる措置をとるものとする。

一 經由市町村長を經由して交付申請者から通知カードの返納を受けること(次号に掲げる場合を除く。)

が適当と認める方法により当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十条第三号ロにおいて同じ。)の送信を受けること。

ハ 署名用電子証明書(公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。)
及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(署名検証者等が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

ニ ハに掲げるもののほか、個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により、当該電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該提供を行う者であることを確認すること。

(新設)

二 交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、前条第一項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

三 交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同項各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を経由市町村長から受けること。

(代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第九条 (略)

2 4 (略)

(代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第九条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(代理人の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

一 第一条第一項第三号イに掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

2 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して、本人の代理人であつて税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合には、令第十二条第二項第一号に掲げる書類又は第六条第二項の書類に記載された当該代理人の個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この項において「個人識別事項等」という。)について、同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は税理士法施行規則(

昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第二十六条第一項の書面に記録されている当該個人識別事項等を確認することをもって、第七条第二項又は前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

3 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であつて、個人番号利用事務等を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第二項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者の代理人であることを確認しなければならない。

4 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、令第十二条第二項第二号又は第七条第二項に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

5 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること(個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

5 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること(個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

二| 個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報を確認すること（住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により都道府県知事が個人番号を利用する場合又は同条第二項の規定により都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三| (略)

四| (略)

五| (略)

(電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 (略)

(新設)

二| 住民基本台帳に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該住民基本台帳を備える市町村の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三| 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。

四| 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

(電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により、当該提供

三 次に掲げるいずれかの措置により、本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

イ 前条第五項第一号から第四号までに掲げるいずれかの措置

ロ (略)

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条第三項第一号、第三条第一項第五号、第二項若しくは第三項、第七条第二項、第八条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第五号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならぬ。

を行う者が本人の代理人として当該提供を行うことを確認すること。

二 代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により、当該電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該提供を行う者であることを確認すること。

三 次に掲げるいずれかの措置により、本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

イ 前条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの措置

ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により当該書類に係る電磁的記録の送信を受けること。

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条第三項第一号、第三条第一項第四号、第二項若しくは第三項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第四号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならぬ。

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条第一項、第二条、第三条第一項(第一号、第二号、第四号及び第五号を除く。)及び第二項(第二号を除く。)、第四条(第二号口を除く。)並びに第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村

定める書類として第一条第一項第一号又は第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第二項及び第三項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条第一項、第二条、第三条第一項(第一号、第三号及び第四号を除く。)及び第二項(第二号を除く。)、第四条(第二号口を除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、

長」と、同項第三号中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認められる措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同号イ中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同号ロ中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第二条第一号中「前条」とあるのは「第十三条第一項において読み替えて準用する前条」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第三条第二項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「第一条第一項第三号イ」とあるのは「第十三条第一項において読み替えて準用する第一条第一項第三号イ及びロ」と、第四条第二号イ中「前条第一項第一号から第四号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第三号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受け

同項第三号中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認められる措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「第一条第一項第三号イ」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する第一条第一項第三号イ及びロ」と、第四条第二号イ中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第二号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村

る市町村長」と読み替えるものとする。

2 令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第七条から第九条まで、第十条第一項及び第五項（第一号、第二号、第四号及び第五号を除く。）、第十条（第三号口を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受ける者とともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三

長」と読み替えるものとする。

2 令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第五項（第一号、第三号及び第四号を除く。）、第十条（第三号口を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「

号イ中「前条第五項第一号から第四号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第三号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第三条第二項若しくは前項において準用する第七条第二項、第八条第二項若しくは第十条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4 第一項において準用する第三条第一項（第一号、第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第三条第二項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号、第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（經由市町村長を經由して交付申請書を提出することができる場合

第十二条の二 令第十三条第一項後段の主務省令で定める事情は、次

前条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第三条第二項若しくは第二項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4 第一項において準用する第三条第一項（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第三条第二項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（新設）

の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることができること。

二 交付申請者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三 交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

四 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第七条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

五 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されて

いる住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

六 第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

(交付申請者の代理人から提示を受ける書類)

第十三条 令第十三条第三項後段の主務省令で定める書類は、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

(写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類)

第十五条 令第十三条第三項第二号の主務省令で定める書類は、第一条第二項第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同項中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

(代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類)

第十六条 令第十三条第三項第三号の主務省令で定める書類は、次に

(交付申請者の代理人から提示を受ける書類)

第十三条 令第十三条第三項後段の主務省令で定める書類は、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(以下「住所地市町村長」という。)が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

(写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類)

第十五条 令第十三条第三項第二号の主務省令で定める書類は、第一条第二項第一号から第三号までに掲げる書類とする。

(代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類)

第十六条 令第十三条第三項第三号の主務省令で定める書類は、次に

掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(特定個人情報提供を提出することができる住民基本台帳法の規定)

第十八条 令第十九条の主務省令で定める住民基本台帳法の規定は、

同法第十二条の四第三項若しくは第四項(同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十二条の五、第

掲げる書類とする。

一 第一条第一項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち住所地市町村長が適当と認めるものの

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて住所地市町村長が適当と認めるもの(交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。)

2 住所地市町村長は、前項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて同項第二号に掲げる書類の提示を受けるときは、同項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める二以上の書類(交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けるものとする。

3 住所地市町村長は、第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて同項第一号に掲げる書類の提示を受けるときは、同項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める書類(交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けるものとする。

(特定個人情報提供を提出することができる住民基本台帳法の規定)

第十八条 令第十九条の主務省令で定める住民基本台帳法(昭和四十

二年法律第八十一号)の規定は、同法第十二条の四第三項若しくは第四項(同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場

十三条、第十四条第二項、第二十四条の二第四項、第三十条の八、第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号、第三十条の十二第二項第二号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第二項、第三十条の二十第一項、第三十条の三十五又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定とする。

(指定都市の区に対するこの命令の適用)

第二十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村长(特別区の区長を含む。以下同じ。) 区 区 区	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた個人番号カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)が記録されている住民基本台
--------	--	--

合を含む。)、第十二条の五、第十三条、第十四条第二項、第二十四条の二第四項、第三十条の八、第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号、第三十条の十二第二項第二号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第二項、第三十条の二十第一項、第三十条の三十五又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定とする。

(新設)

<p>第一条第二項第一号</p>	<p>その他当該市町村長</p>	<p>帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）</p>
<p>第一条第二項第一号ハ</p>	<p>のうち当該市町村長の個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）</p>	<p>のうち住所地区長が交付申請者</p>
<p>第一条第二項第二号、第三号イ及びロ並びに第四号ロ</p>	<p>当該市町村長 当該市町村長</p>	<p>住所地区長 住所地区長</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長</p>	<p>令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定</p>

	<p>第五条第二項</p>	<p>令第十三条第三項の規定により交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付する市町村長</p>		<p>令第十三条第三項の規定により読み替えて適用する令第十三条第三項後段の規定に基づき書類の提示を受ける住所地区長</p>	<p>令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第三項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地区長</p>
<p>第五条の二</p>	<p>当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）</p>	<p>令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第三項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地区長</p>	<p>第十二条第二項</p>	<p>市町村長が 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。） 市町村長 市町村長 第三条第二項中</p>	<p>区長 区長 区長 第三条第一項第三号中 「備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）</p>

第十二条第二項	市町村長 第十条第一号	「の長」とあるのは「作成した区长」と、同条第二項中 区长 同条第五項第三号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区长」と、第十条第一号 区长
第十二条第三項及び附則第二条第三項	市町村長	区长
第十二条の二第六号、第十三条並びに第十六条第一項第一号及び第二号	住所地市町村長	住所地市長
第十六条第二項及び第三項	住所地市町村長は 住所地市町村長が	住所地区长は 住所地市長が
第十七条第二項附則第二条第二項	市町村長 法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	住所地区長 令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により住所地区長を経由して個人番号カードを交付する 住所地市長並びに同項

附則

	の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一条から第十一条まで、第十二条の二から第十八条（住民基本台帳法第三十条の十三、第三十条の十四及び第三十条の十五第二項に係る部分に限る。）まで及び第二十二條（同条の表第十二条第一項の項から第十二条第三項及び附則第二条第三項の項までに係る部分を除く。）並びに次条第一項及び第二項の規定は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置）

第二条（略）

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一条から第十一条まで及び第十三条から第十八条（住民基本台帳法第三十条の十三、第三十条の十四及び第三十条の十五第二項に係る部分に限る。）まで並びに次条第一項及び第二項の規定は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。次項及び第三項において「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けてい

2
(略)

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者から個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長についての第十二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「特別永住者証明書」とあ

る者から個人番号の提供を受ける個人番号利用事務等実施者についての第一条第一項、第二条及び第七条第一項の規定の適用については、第一条第一項第一号中「運転免許証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、第二条第一号中「前条」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条」と、第七条第一項第一号中「第一条」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第一条」とする。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長についての第一条第二項、第五条第一項、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第一条第二項第一号中「前項」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、前項」と、同項第二号及び第三号イ中「前項」とあるのは「住民基本台帳カード、前項」と、第五条第一項第二号及び第十五条中「第一条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第一条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者から個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長についての第十二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「特別永住者証明書」とある

るのは「運転免許証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、「特別永住者証明書」と、「前条」とあるのは「第十二条第一項」とあるのは「前条」とあるのは「附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する第十二条第一項」と、同条第二号中「第七条第一項第一号中」とあるのは「第七条第一項第一号中「又は」とあるのは「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード又は」と、「とする。

のは「運転免許証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、「特別永住者証明書」と、「前条」とあるのは「第十二条第一項」とあるのは「前条」とあるのは「附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する第十二条第一項」と、同条第二号中「第七条第一項第一号中」とあるのは「第七条第一項第一号中「又は」とあるのは「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード又は」と、「とする。